

揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「UR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

1 揭示日

令和8年7月28日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 倉上 卓也

3 業務概要

(1) 件名

UR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)

(2) 履行期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(3) 履行場所

(別添1)仕様書のとおり

(4) 業務内容

西日本地区に存するUR賃貸住宅の住戸において(別添1)仕様書に定めるところにより状況確認等を行う。(2)の履行期間中における日曜日、祝日及び年末年始(12/29～翌年1/3まで)の午前11時00分から午後5時30分まで(想定72日間程度。一日当たり6時間30分。)待機し、委託者等からの指示があった場合は、指示された住戸へ出動できる体制を備えるものとする。

4 業務実施体制

委託業務の実施体制については、次に定める事項を除き、受託者の任意とする。

(1) 受託者は、業務責任者を定めるものとする。

(2) 受託者は、警備業法(昭和47年法律第117号)上で定める警備員指導教育責任者を定めるものとする。

なお、警備員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができる。

(3) 受託者は、業務従事者として、警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験3年以上の者を配置するものとする。

(4) 警備員指導教育責任者は、業務を指揮・監督し、当該業務の統括管理を実施するものとする。また、適時、業務従事者の当該業務遂行に必要な知識・技術・資質等のレベルアップに関する教育を行うものとする。

5 競争参加資格

(1) 「独立行政法人都市再生機構会計実施細則」(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当するものではないこと。

注) 「独立行政法人都市再生機構会計実施細則」(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

(2) 当機構西日本地区における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し

立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (5) 警備業法で定める都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
なお、同法で定める営業所の届出をしていない者は、業務開始までに施設警備業務（1号業務）及び身辺警備業務（4号業務）について、（別添1）仕様書別紙に記載されるUR賃貸住宅が存する全ての都道府県公安委員会への届出を済ませておくこと。
- (6) 申請者は、申請時点において、当該企業と雇用関係がある業務責任者を定めること。
- (7) 申請者は、申請時点において、警備業法上で定める警備員指導教育責任者を定めること。
なお、警備員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができる。
- (8) 申請者は、申請時点において、警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験3年以上の者を予定配置業務従事者として定めること。

6 担当部署

- (1) 申請書及び資料について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社住宅経営部ウェルフェア統括課
電話06-4799-1082

- (2) 令和7・8年度一般競争参加資格について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部調達管理課
電話06-4799-1035

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記5(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記5(2)の事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（一般競争参加資格の申請）

- ① 申請期間（到着期限）

令和8年7月28日（火）から令和8年8月5日（水）（競争参加資格提出期限日の5営業日前）までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで（午前11時45分から午後0時45分の間は除く。）

② 申請先

〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階 令7・8資格審査担当
（電話096-288-1652）

③ 申請方法

原則として電子メール方式による（詳細は、上記ホームページ中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

上記到着期限の1営業日前正午までに上記ガイドに従い同午後5時40分までに②に記載の資格審査担当から格納サイトのアドレス及びパスワード（有効期限有。）通知メールの受信を完了し、上記到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた者にあつては、本競争に参加することができない。

（本業務の競争参加資格の申請）

① 申請書および資料の提出期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月17日（月）の午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに、正午から午後1時の間を除く。）

② 申請先及び資料の提出場所

上記6(1)に同じ。

③ 申請書及び資料の提出方法

一般簡易書留郵便による郵送（上記提出期限内に必着）により行うものとし、持参又は電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に『UR賃貸住宅状況確認等業務（西日本地区）』に係る申請書・資料在中と朱書すること。）。

(2) 申請書は、(別添2)により作成すること。なお、結果通知の返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年8月24日（月）までに通知する。

(4) その他

① 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

③ 提出された申請書は、返却しない。

④ 提出された申請書及び資料は、入札参加者の選定以外に申請者に無断で使用しない。

⑤ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、原則として認めない。

⑥ 受託者に決定された後、情報公開請求があつた場合には、申請書類を公開することがある。

⑦ 資料は正本1部・副本1部を提出すること。

8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時

② 提出場所

上記6(1)に同じ。

③ 提出方法

一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年9月4日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由がある場合には、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等（仕様書を含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期限

令和8年8月25日（火）午後5時

② 提出場所

上記6(1)に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ①で定める期間中に②の提出場所に必着での書留郵便による郵送とする。
電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間

令和8年8月28日（金）から令和8年9月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。閲覧を希望する場合は、上記6(1)に事前に連絡の上、日時を調整すること。

② 閲覧場所

上記6(1)に同じ。

10 入札書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期間

令和8年9月4日（金）午前10時から令和8年9月7日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）

(2) 提出場所

上記6(2)に同じ。

(3) 提出方法

一般簡易書留郵便による郵送（上記提出期間までに必着）により行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月8日（火）午前11時30分

(2) 場所

上記6(2)に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、入札書の提出期限までに同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵便は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。
中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入したものを中封筒に入れ、封をし、業務名及び入札者名を明記すること。
表封筒は、必要事項を記入の上、上段の中封筒及び委任状を入れ、封をすること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した基準品ごとの単価を契約単価とする。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行い、入札者の立会いを不要とする。

15 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに（別添3）入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人都市再生機構会規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
上記ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力すること。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が次に定める算定方法により得た額（「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額、直接物品費の額、業務管理費の額の30%及び一般管理費等の額の30%をそれぞれ乗じて得た額との合計額をいう。

なお、低入札価格調査の内容については以下のとおりです。

- ・その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。）

- ・当該契約の履行体制
- ・当該契約期間中における他の契約の状況
- ・過去に受注、履行した契約の名称及び発注者
- ・経営内容
- ・その他必要な事項

(3) 低入札価格調査に係る資料の提出、機構に対する説明に応じない場合又は不十分な場合には、「契約の内容に適合しない履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としなない場合がある。

17 手続における交渉の有無
無

18 契約書作成の要否等

(別添4) 契約書案により、契約書を作成するものとする。併せて、(別添5) 個人情報等の保護に関する特約条項を締結することとする。

19 支払条件

月払いとする。

受託者は、実施月分の委託費用について、本業務の完了日以降その支払請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受託者に支払うものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

21 費用負担の考え方

業務を実施するために必要な物品及び消耗品等については、原則として全て受託者の負担にて用意するものとする。

22 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

23 その他

- (1) 入札参加者は、(別添3) 入札心得書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書に記載した業務責任者及び警備員指導教育責任者を当該業務に従事させること。
- (4) 書類を提出後に辞退する場合は、所定の書式による辞退届を提出するものとする。
- (5) 業務の全部又は一部を他者へ委託又は請負わせることはできない。ただし、事前に書面により申請し、

機構の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏洩または自己の利益のために使用してはならない。また、契約履行期間が終了した後も同様とする。
- (7) 契約の終了時においては、当機構が指定する新たな受託者への業務引継ぎを実施するものとする。当該業務引継等に要する費用については、受注者が負担することとする。
- (8) 当機構に関する情報については、当機構ホームページ(<http://www.ur-net.go.jp/>)及び国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>)等にてご確認ください。
- (9) 本説明書及びその他の本入札関係資料に記載した事項に変更等があった場合においては、当機構ホームページに掲載しますので、ご確認ください。
- (10) 業務実施場所のUR賃貸住宅は、一部又は全部の用途廃止、所有者への返還、新規建設などにより、増減する場合があります。業務対象団地が減少した場合の業務委託費の変更(減)は、URの積算方法を前提とし、協議の上で決定します。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当機構に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

仕 様 書

1 業務名

UR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)

2 業務実施期間及び業務実施場所

別紙のとおり

3 業務実施内容

受託者は以下に定めるところにより状況確認等を実施する。なお、「委託者の業務受託者」とは、委託者からUR賃貸住宅の管理業務を受託している者をいう。

(1) 受託者は、委託業務を実施するため、日・祝・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の午前11時00分から午後5時30分まで待機体制を取るものとし、業務従事者の交代にあっては、引継ぎを確実に行うものとする。

(2) 受託者は常に、委託者又は委託者の業務受託者からの指示に備えるとともに、委託者又は委託者の業務受託者から指示があったときは、指示された住戸の前で呼出し又は呼びかけ(※)を行い、次の①から③までのいずれかの対応を行う。

※インターホン、チャイム又はブザーを鳴らすこと及び玄関ドアを叩くこと

① 居住者から応答がある場合

委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速にその旨を連絡する。

② 居住者から救急若しくは救助の要請があった場合又は明らかに異常が認められる場合、消防への救急又は救助の要請(119番通報)等を行い、委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速にその旨を連絡する。

③ 居住者から応答がない場合

委託者又は委託者の業務受託者へ正確かつ迅速に状況を報告し、委託者又は委託者の業務受託者の指示に従って行動する。

(3) (1)に規定する時間内に委託者又は委託者の業務受託者から指示があったものについては、当日中に(2)に定める業務を完了させるものとする。

(4) 業務遂行に当たっては、委託者又は委託者の業務受託者と綿密に連携して行う。

4 業務実施体制等

(1) 受託者は、業務責任者を定めるものとする。

(2) 受託者は、警備業法上で定める警備員指導教育責任者を定めるものとする。なお、警備員指導教育責任者は業務責任者を兼ねることができる。

(3) 警備業法上で定める警備員指導教育責任者の資格を有している者又は、警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有した実務経験3年以上の者であること。

(4) 警備員指導教育責任者は、業務従事者を指揮・監督し、状況確認等業務の統括管理を実

施する。また、適時、業務従事者の当該業務遂行に必要な知識・技術・資質等のレベルアップに関する教育を行う。

- (5) 受託者は業務従事者の勤務時間及び勤務時間割の策定に当たって、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他労働関係法規を遵守する。
- (6) 業務従事者の勤務交代時に当たっては、様式 1「状況確認チェックシート」及び業務実施上注意を要する事項等について引継ぎを行うものとする。

5 業務遂行上の留意点等

- (1) 受託者は、団地の特性、住棟配置等に精通して迅速かつ適切に業務を遂行する。なお、居住者等への対応は、親切、丁寧を旨としなければならない。
- (2) 受託者は、迅速かつ適切に業務を遂行できない者を配置してはならない。
- (3) 受託者は、団地に出動する際は常に受託者が都道府県公安委員会に届出た受託者指定の制服を着用し、名札(身分証明書)を常に携帯し、求めに応じて提示できるようにしておかなければならない。

6 業務の引継ぎ

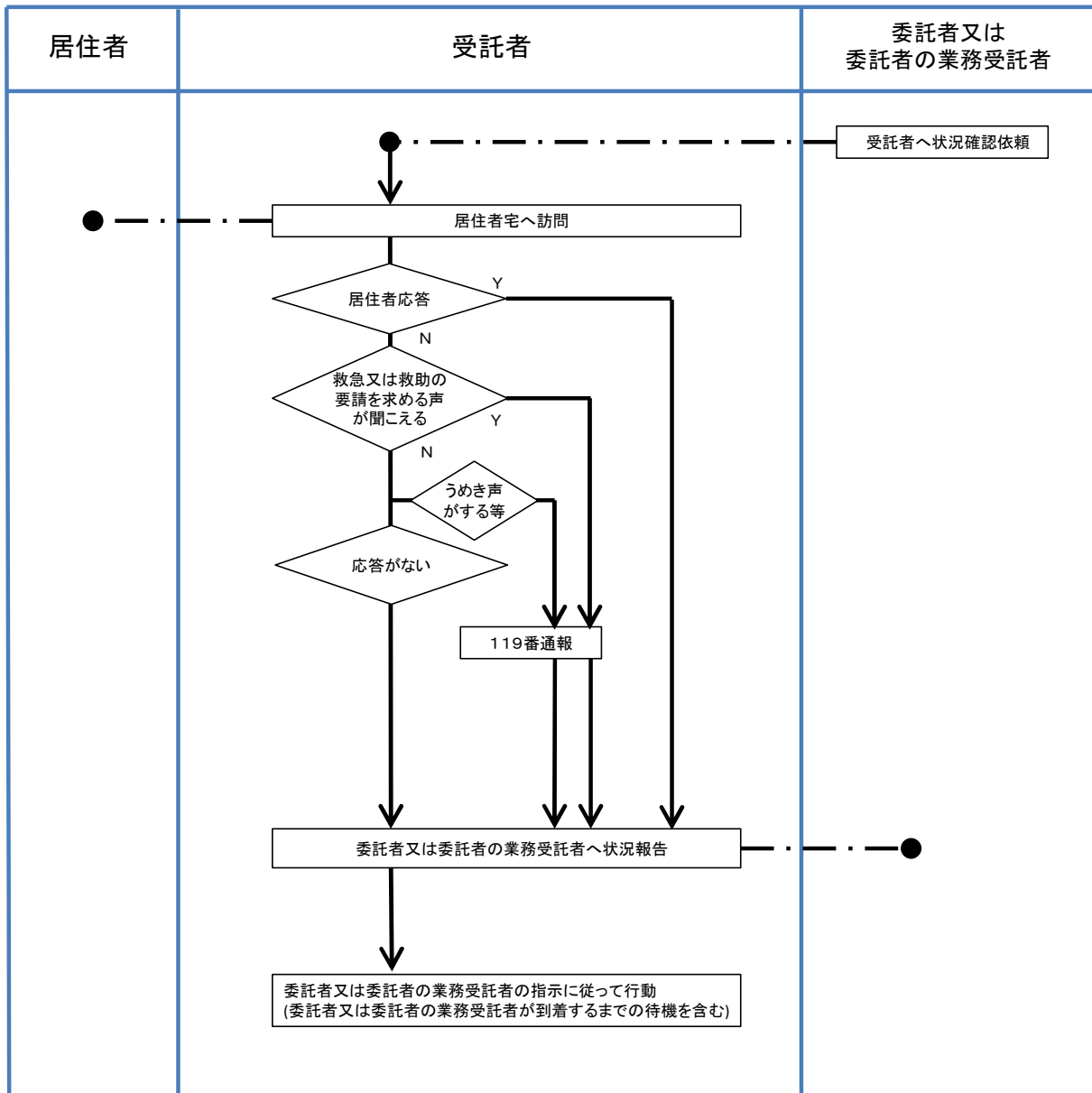
本契約が終了するときは、委託者の指定する者へ引継ぎを行うこと。

7 その他

委託者及び受託者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、双方で協議するものとする。

以 上

○業務実施内容フロー図



(仕様書：別紙)

西日本支社
令和8年6月末時点

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
80010	山本	大阪府	八尾市山本町南三丁目6番	大阪	165	6
80039	香里	大阪府	枚方市香里ヶ丘一丁目22、四丁目16、九丁目5-1 外	大阪	1,618	61
80042	西長堀	大阪府	大阪市西区北堀江四丁目2番40	大阪	258	1
80048	上六	大阪府	大阪市中央区上本町西五丁目3番19	大阪	18	1
80069	助松	大阪府	泉大津市助松団地1～3番・和泉市富秋町三丁目11番	泉北	1,559	58
80070	総持寺	大阪府	茨木市総持寺台・高槻市南総持寺町5～8番	千里	1,792	50
80072	梅田	大阪府	大阪市北区万歳町三丁目8番	大阪	108	1
80091	白鷺	大阪府	堺市東区白鷺町一丁目24・25番、二丁目2・3・6番	泉北	1,421	43
80092	津久野	大阪府	堺市西区津久野町一丁目1・3・4番	泉北	290	3
80093	守口駅前	大阪府	守口市本町一丁目5番8号	大阪	146	1
80097	向ヶ丘第二	大阪府	堺市西区堀上緑町一丁目1・3・4番	泉北	614	26
80098	千里津雲台	大阪府	吹田市津雲台二丁目1・2番	千里	610	24
80104	千里青山台	大阪府	吹田市青山台一丁目2番・3番、四丁目1番	千里	1,846	73
80109	西上汐	大阪府	大阪市中央区上汐二丁目4番3	大阪	62	1
80110	西谷町	大阪府	大阪市中央区谷町九丁目4番7	大阪	102	1
80113	新千里北町	大阪府	豊中市新千里北町一丁目1番	千里	730	26
80116	中宮町	大阪府	大阪市旭区高殿五丁目12番6	大阪	381	1
80120	東豊中第二	大阪府	豊中市東豊中町五丁目2番	千里	1,426	50
80121	新千里西町	大阪府	豊中市新千里西町三丁目1番	千里	533	23
80124	千里竹見台	大阪府	吹田市竹見台一丁目1番、二丁目1番、三丁目1・2番	千里	1,666	35
80126	新金岡第一	大阪府	堺市北区新金岡町一丁目2・7番	泉北	708	25
80128	森之宮	大阪府	大阪市城東区森之宮一丁目	大阪	933	5
80132	桃谷	大阪府	大阪市生野区桃谷一丁目10番22	大阪	72	1
80134	金剛	大阪府	富田林市寺池台一丁目2・3・9 外	泉北	5,030	187
80136	住吉	大阪府	大阪市住之江区粉浜西三丁目1番	大阪	1,203	7
80137	中安井町	大阪府	堺市堺区中安井町一丁目4番1	泉北	95	1
80145	大浜北町	大阪府	堺市堺区大浜北町三丁目4番7	泉北	69	1
80146	中宮第三	大阪府	枚方市中宮北町1番、上野2丁目9番、御殿山町15番、御殿山南町3番	大阪	1,274	45
80150	千里桃山台	大阪府	吹田市桃山台一丁目1番	千里	228	1
80152	甲斐町	大阪府	堺市堺区甲斐町東三丁目1番13	泉北	150	1
80153	玉川橋	大阪府	高槻市玉川二丁目	千里	1,358	40
80154	春木	大阪府	岸和田市春木泉町1番	泉北	676	22
80155	天満橋北	大阪府	大阪市北区天満一丁目20番9	大阪	93	1
80160	八戸の里	大阪府	東大阪市小阪三丁目5番25	大阪	189	1
80165	桜川	大阪府	大阪市浪速区桜川三丁目1番地5	大阪	215	1
80169	大宮町	大阪府	大阪市旭区高殿四丁目22番5	大阪	178	1
80170	新千里東町	大阪府	豊中市新千里東町二丁目7番	千里	433	13
80171	下野池	大阪府	堺市北区長曾根町545番地	泉北	148	1
80172	富田	大阪府	高槻市牧田町1～3・5～7・14号	千里	2,647	79
80173	千里桃山	大阪府	吹田市桃山台五丁目1番	千里	142	1
80177	桜丘	大阪府	枚方市桜丘町5番	大阪	530	18
80178	泉北竹城台一丁	大阪府	堺市南区竹城台一丁目2番	泉北	770	26
80180	鶴山台	大阪府	和泉市鶴山台二丁目1・2・10番、三丁目5・7・8・10番	泉北	2,442	68
80181	泉北茶山台二丁	大阪府	堺市南区茶山台二丁目3・4・7番	泉北	1,225	39
80185	泉北茶山台三丁	大阪府	堺市南区茶山台三丁目22番	泉北	200	2
80187	大浜南町	大阪府	堺市堺区大浜南町三丁目1番13	泉北	390	1
80188	寝屋川	大阪府	寝屋川市明徳一丁目2～9番、二丁目1・5・8～10・12～16番	大阪	1,560	57
80189	泉北竹城台二丁	大阪府	堺市南区竹城台二丁目1番	泉北	915	28
80191	千島	大阪府	大阪市大正区千島二丁目4番	大阪	2,236	5
80194	片山公園	大阪府	吹田市出口町34番	千里	610	5
80195	高石駅前	大阪府	高石市綾園一丁目10番1	泉北	95	1
80196	泉北桃山台一丁	大阪府	堺市南区桃山台一丁目3番	泉北	800	24
80199	泉南一丘	大阪府	泉南市信達大苗代62番地	泉北	2,288	72
80202	中百舌鳥公園	大阪府	堺市北区中百舌鳥町六丁目998番地の3	泉北	2,119	8
80205	新豊里	大阪府	大阪市東淀川区豊里二丁目1・3番、四丁目1番	千里	1,303	9
80211	南港前	大阪府	大阪市住之江区南港東一丁目6番	大阪	1,410	5
80213	箕面粟生第一	大阪府	箕面市粟生間谷西二丁目4・6番	千里	202	7
80215	大浜南町第二	大阪府	堺市堺区大浜南町三丁目1番11	泉北	48	1
80216	泉北原山台一丁	大阪府	堺市南区原山台一丁目5番	泉北	657	7
80219	泉北庭代台二丁	大阪府	堺市南区庭代台二丁目10番	泉北	440	15
80223	森之宮第2	大阪府	大阪市城東区森之宮二丁目	大阪	1,659	4
80224	くすの木	大阪府	泉大津市虫取町一丁目5番	泉北	382	2
80226	玉串元町	大阪府	東大阪市玉串元町二丁目11番53	大阪	280	1
80230	釈尊寺第二	大阪府	枚方市釈尊寺町25・26番	大阪	436	14
80232	若山台中央	大阪府	三島郡島本町若山台二丁目6番	千里	61	2
80240	南港ひかりの	大阪府	大阪市住之江区南港中四丁目2番	大阪	1,508	6
80242	東門真	大阪府	門真市脇田町2番	大阪	504	6
80243	北緑丘	大阪府	豊中市北緑丘一丁目2番・二丁目1番	千里	1,003	12
80244	光明台	大阪府	和泉市光明台三丁目1・2・7番	泉北	895	36
80246	江坂	大阪府	吹田市江坂町二丁目1	千里	87	1
80250	泉北城山台三丁	大阪府	堺市南区城山台三丁目1番	泉北	310	12
80255	リバーサイドながら	大阪府	大阪市北区長柄東三丁目2番	大阪	636	7
80259	箕面粟生第三	大阪府	箕面市粟生間谷西二丁目4・6番	千里	468	10
80261	南新田	大阪府	大東市南新田一丁目	大阪	400	17

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
80263	リバーサイドしろきた	大阪府	大阪市都島区毛馬町二丁目11番	大阪	857	8
80266	南港わかぎの	大阪府	大阪市住之江区南港中二丁目2番	大阪	758	4
80267	泉北鴨谷台三丁	大阪府	堺市南区鴨谷台三丁	泉北	565	3
80268	泉南尾崎	大阪府	阪南市尾崎町七丁目1・2番	泉北	530	20
80271	玉串西	大阪府	東大阪市玉串町西三丁目1・4番	大阪	527	6
80272	鳥飼野々二丁目	大阪府	摂津市鳥飼野々二丁目2番	千里	190	5
80275	津久野南	大阪府	堺市西区草部1800番地・1800番地6	泉北	730	11
80279	リバーサイドほんじょう	大阪府	大阪市北区本庄東三丁目8	大阪	543	4
80280	夕陽丘	大阪府	大阪市天王寺区生玉寺町7番54	大阪	68	1
80282	加島	大阪府	大阪市淀川区加島一丁目57番	千里	319	4
80283	磯路公園	大阪府	大阪市港区磯路二丁目12・13番	大阪	414	2
80284	リバーサイドもりぐち	大阪府	守口市外島町2番	大阪	550	6
80286	南港しらなみ	大阪府	大阪市住之江区南港中三丁目3番	大阪	894	6
80287	千里春日台	大阪府	吹田市春日四丁目11番	千里	260	4
80289	南花台	大阪府	河内長野市南花台三丁目1～5番	泉北	814	27
80292	さざなみプラザ	大阪府	大阪市北区長柄東二丁目1番	大阪	423	3
80293	湊駅前	大阪府	堺市堺区出島町二丁目7番	泉北	272	7
80296	光明池駅前	大阪府	堺市南区新櫛尾台二丁目2番	泉北	562	5
80298	関目中すみれハイツ	大阪府	大阪市城東区関目二丁目18番	大阪	129	4
80300	さざなみプラザ第二	大阪府	大阪市北区長柄東一丁目4番	大阪	258	3
80301	東千里山	大阪府	吹田市五月が丘西6番	千里	304	4
80303	リバーサイドともがち第二	大阪府	大阪市都島区友測町一丁目3番	大阪	374	3
80304	さざなみプラザ第三	大阪府	大阪市北区長柄東一丁目5番	大阪	110	2
80309	藤沢台第三	大阪府	富田林市藤沢台一丁目1番	泉北	316	15
80311	水無瀬駅前	大阪府	三島郡島本町江川二丁目13番	千里	106	2
80312	鈴の宮	大阪府	堺市中区八田北町10番地の31	泉北	720	21
80314	藤沢台第五	大阪府	富田林市藤沢台二丁目2番	泉北	219	59
80316	長居南ハイツ	大阪府	大阪市住吉区荻田二丁目13番25号	大阪	113	1
80319	オークタウン東茨木	大阪府	茨木市橋の内二丁目7番	千里	539	20
80320	泉北城山台二丁	大阪府	堺市南区城山台二丁目3番	泉北	521	26
80321	谷町四丁目シティハイツ	大阪府	大阪市中央区谷町四丁目8番30	大阪	194	1
80323	さざなみプラザ第5	大阪府	大阪市北区国分寺一丁目2番	大阪	180	1
80325	さざなみプラザ第4	大阪府	大阪市北区長柄東一丁目4番	大阪	200	1
80327	シェリール千里五月が丘	大阪府	吹田市五月が丘北13番33	千里	22	1
80334	エステート喜連東	大阪府	大阪市平野区喜連東三丁目11番41	大阪	25	1
80335	若山台第4	大阪府	三島郡島本町若山台二丁目1番	千里	184	6
80338	サンラフレ朝潮橋	大阪府	大阪市港区港晴二丁目7番	大阪	156	1
80339	パークアベニュー長居	大阪府	大阪市住吉区長居四丁目1番20	大阪	31	1
80340	さざなみプラザ第7	大阪府	大阪市北区長柄東二丁目3番	大阪	515	4
80341	箕面栗生第7	大阪府	箕面市栗生間谷西二丁目8番	千里	9	1
80342	シティハイツ堺七道	大阪府	堺市堺区七道東町162番1	泉北	60	1
80344	シティコート寝屋川	大阪府	寝屋川市東大利町18番2	大阪	25	1
80346	高槻・阿武山四番街	大阪府	高槻市奈佐原一丁目1番	千里	145	8
80348	ルミナス箕面の森二番街	大阪府	箕面市如意谷四丁目6番	千里	79	2
80351	ポートサイド築港	大阪府	大阪市港区築港一丁目9番	大阪	107	1
80352	リビエール関目	大阪府	大阪市城東区古市二丁目1番	大阪	314	5
80354	さざなみプラザ第6	大阪府	大阪市北区国分寺一丁目2番	大阪	101	1
80355	ルミナス箕面の森三番街	大阪府	箕面市如意谷四丁目6番	千里	110	3
80356	桜宮リバーシティ中央	大阪府	大阪市都島区中野町五丁目14番	大阪	177	3
80359	藤沢台中央	大阪府	富田林市藤沢台一丁目4番11	泉北	92	1
80360	さざなみプラザ第8	大阪府	大阪市北区長柄東二丁目8番	大阪	212	2
80362	高槻・阿武山五番街	大阪府	高槻市奈佐原一丁目3番	千里	180	9
80364	ルミナス箕面の森五番街	大阪府	箕面市如意谷四丁目6番	千里	167	4
80370	いぶき野三丁目	大阪府	和泉市いぶき野三丁目1・2番	泉北	290	9
80373	ブロムナーデ関目	大阪府	大阪市城東区古市三丁目8・9番	大阪	805	14
80374	アルビス池田	大阪府	池田市八王寺一丁目8番	千里	410	8
80375	サンヴァリエ荻田	大阪府	大阪市住吉区荻田九丁目13番	大阪	280	4
80376	ヌーヴェル鴻池	大阪府	東大阪市中鴻池町二丁目3番13号	大阪	28	1
80378	高槻・阿武山六番街	大阪府	高槻市奈佐原二丁目6番	千里	170	9
80380	アーベイン松原	大阪府	松原市上田三丁目6番20号	泉北	89	1
80381	サンヴァリエ東長居	大阪府	大阪市住吉区長居東二丁目14・15番、荻田一丁目4・12・13番、荻田二丁目2番	大阪	860	11
80383	都島リバーシティ	大阪府	大阪市都島区大東町三丁目3・9・10番	大阪	866	12
80384	アーベイン天王寺	大阪府	大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18番	大阪	226	2
80386	アーベイン堺市駅前	大阪府	堺市堺区田出井町1番	泉北	178	2
80388	シティコート下新庄	大阪府	大阪市東淀川区下新庄三丁目5番	千里	464	8
80390	アーベイン東三国	大阪府	大阪市淀川区東三国二丁目9～12番	千里	1,237	24
80391	高槻・阿武山七番街	大阪府	高槻市奈佐原二丁目7番	千里	140	6
80397	サンヴァリエ針中野	大阪府	大阪市東住吉区湯里三丁目2番	大阪	696	11
80398	高槻赤大路	大阪府	高槻市赤大路町44番	千里	90	2
80403	高槻・阿武山八番街	大阪府	高槻市奈佐原二丁目8番	千里	175	8
80405	サンヴァリエ金岡	大阪府	堺市北区東三国ヶ丘町二丁目1番、三丁4・5番、四丁2番	泉北	694	11
80406	アルビス旭ヶ丘	大阪府	豊中市旭丘1・3・4・6・7・9番	千里	1,276	24
80407	アーベイン緑橋	大阪府	大阪市東成区東今里一丁目5番	大阪	294	4
80417	茨木三島丘ウェスト	大阪府	茨木市三島丘二丁目30番	千里	280	3
80422	高槻・阿武山十番街	大阪府	高槻市奈佐原四丁目21番	千里	150	6
80424	小金台	大阪府	富田林市小金台四丁目2番	泉北	90	3

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
80433	香里ヶ丘みずき街	大阪府	枚方市香里ヶ丘2丁目4番地の1	大阪	437	10
80434	アルビス五月ヶ丘	大阪府	池田市五月丘二丁目4・5・6番、三丁目3・5番	千里	877	29
80437	バルマー・ジュ堺貳番館	大阪府	堺市堺区田出井町1番2	泉北	395	1
80440	シティコート千島3丁目	大阪府	大阪市大正区千島3丁目1番25	大阪	132	1
80454	津田北町	大阪府	貝塚市津田北町17番	泉北	205	3
80457	シティコート曾根東町第1	大阪府	豊中市曾根東町六丁目5番	千里	136	3
80458	茨木学園町	大阪府	茨木市学園町3番	千里	438	6
80470	シティコート曾根東町第2	大阪府	豊中市曾根東町六丁目5番	千里	116	3
80473	アミティ中宮北町	大阪府	枚方市中宮北町2番	大阪	378	6
80476	八尾若草	大阪府	八尾市若草町1番	大阪	351	4
80477	香里ヶ丘けやき東街	大阪府	枚方市香里ヶ丘三丁目1番地・9番地の4・12番地1・16番地、4丁目4番	大阪	773	15
80479	茨木三島丘イースト	大阪府	茨木市三島丘二丁目30番	千里	342	4
80480	アーベイン桜ノ宮駅前	大阪府	大阪市都島区中野町四丁目20番	大阪	172	2
80486	南船場	大阪府	大阪市中央区南船場二丁目6番12	大阪	58	1
80487	シティコート服部	大阪府	豊中市服部寿町一丁目9～11番	千里	293	5
80488	サンヴァリエ西田辺	大阪府	大阪市阿倍野区播磨町三丁目1番	大阪	269	5
80490	アーベインなんば	大阪府	大阪市浪速区湊町二丁目1-34	大阪	273	1
80493	サンヴァリエ中百舌鳥	大阪府	堺市北区金岡町1415の2	泉北	441	9
80495	ふれあいプラザ長居公園南	大阪府	大阪市住吉区長居東一丁目27番	大阪	90	2
80497	船場淡路町	大阪府	大阪市中央区淡路町二丁目4番7号	大阪	55	1
80498	船場瓦町	大阪府	大阪市中央区瓦町一丁目5番10	大阪	29	1
80500	シャレール東豊中	大阪府	豊中市東豊中町六丁目5・9・11番、12番22	千里	729	19
80501	ぶららてんま	大阪府	大阪市北区池田町3番21	大阪	294	1
80502	アーベインなんばウエスト	大阪府	大阪市浪速区湊町二丁目2番22	大阪	252	1
80503	サンヴァリエ藤井寺	大阪府	藤井寺市さくら町2番	泉北	210	5
80506	アルビス緑丘	大阪府	池田市緑丘2丁目1番	千里	662	15
80507	香里ヶ丘さくらぎ街	大阪府	枚方市香里ヶ丘五丁目6・7番	大阪	205	5
80508	サンヴァリエ津久野	大阪府	堺市西区津久野町一丁目15～17番	泉北	407	10
80509	シティコート千里園	大阪府	豊中市刀根山4丁目4番	千里	119	3
80510	サンヴァリエ春日丘	大阪府	藤井寺市春日丘新町2番、羽曳野市高鷲三丁目1番	泉北	286	6
80511	サンヴァリエあべの阪南	大阪府	大阪市阿倍野区王子町四丁目1	大阪	408	4
80512	アミティひらかた宮之阪	大阪府	枚方市宮之阪二丁目5番60	大阪	89	1
80516	千里山	大阪府	吹田市千里山霧ヶ丘・虹ヶ丘	千里	340	7
80517	千里グリーンヒルズ竹見台	大阪府	吹田市竹見台1丁目1番・2丁目1番	千里	738	5
80518	千里グリーンヒルズ東町	大阪府	豊中市新千里東町2丁目7番	千里	752	6
80519	千里グリーンヒルズ高野台	大阪府	吹田市高野台一丁目1番	千里	269	2
80520	泉北パークヒルズ竹城台	大阪府	堺市南区竹城台一丁目2番	泉北	561	4
80209	鷺洲	大阪府	大阪市福島区鷺洲三丁目7番25	阪神	63	1
80233	大開	大阪府	大阪市福島区大開四丁目1番	阪神	572	3
80252	鷺洲第二	大阪府	大阪市福島区鷺洲三丁目1番	阪神	646	8
80310	リバーサイドさぎす	大阪府	大阪市福島区鷺洲六丁目1番	阪神	542	5
80489	アーベイン中之島西	大阪府	大阪市福島区玉川一丁目5番	阪神	305	4
80166	伝法	大阪府	大阪市此花区伝法六丁目3番	阪神	1,072	4
80183	千鳥橋	大阪府	大阪市此花区伝法一丁目1番	阪神	959	2
80329	高見フローラルタウン六番街	大阪府	大阪市此花区高見一丁目6番	阪神	349	3
80336	高見フローラルタウン七番街	大阪府	大阪市此花区高見一丁目7番	阪神	833	4
80343	高見フローラルタウン五番街	大阪府	大阪市此花区高見一丁目5番	阪神	232	2
80369	高見フローラルタウン四番街	大阪府	大阪市此花区高見一丁目4番	阪神	360	3
80426	西島リバーサイドヒルなぎさ街	大阪府	大阪市此花区西島四丁目1番	阪神	760	5
80438	フローラルタウン千鳥橋	大阪府	大阪市此花区伝法一丁目3番61	阪神	122	1
80504	パークシティふれあいのまち	大阪府	大阪市此花区高見1丁目8番	阪神	172	2
80285	歌島橋	大阪府	大阪市西淀川区御幣島二丁目4番20	阪神	43	1
80377	リバーサイド出来島	大阪府	大阪市西淀川区出来島二丁目9番22	阪神	69	1
80389	サンラフレ出来島	大阪府	大阪市西淀川区出来島三丁目2番	阪神	778	11
80411	シティコート住吉本町	兵庫県	神戸市東灘区住吉本町一丁目13番14	兵庫	75	1
80420	ルネシティ深江本町	兵庫県	神戸市東灘区深江本町四丁目2番16号	兵庫	38	1
80425	ルネシティ魚崎中町	兵庫県	神戸市東灘区魚崎中町四丁目3番9号	兵庫	50	1
80482	K O B E ・ 岡本	兵庫県	神戸市東灘区西岡本二丁目25番	兵庫	234	4
80484	グリーンヒルズ御影	兵庫県	神戸市東灘区鴨子ヶ原二丁目14番	兵庫	299	12
80404	グリーンヒルズ六甲	兵庫県	神戸市灘区六甲台町9・10番	兵庫	577	12
80415	H A T 神戸・灘の浜	兵庫県	神戸市灘区摩耶海岸通二丁目3番	兵庫	1,020	7
80416	ルネシティ新在家南町	兵庫県	神戸市灘区新在家南町一丁目1番	兵庫	196	2
80442	ルゼフィール岩屋中町	兵庫県	神戸市灘区岩屋中町五丁目2番21	兵庫	140	1
80453	フレール六甲桜ヶ丘	兵庫県	神戸市灘区桜ヶ丘町11-1	兵庫	68	1
80463	ウェルブ六甲道6番街	兵庫県	神戸市灘区備後町五丁目2番16号	兵庫	44	1
80471	ウェルブ六甲道3番街	兵庫県	神戸市灘区桜口町四丁目	兵庫	35	1
80499	ウェルブ六甲道4番街	兵庫県	神戸市灘区桜口町四丁目1番	兵庫	63	1
80023	切戸町	兵庫県	神戸市兵庫区切戸町6番28	兵庫	32	1
80204	兵庫駅前	兵庫県	神戸市兵庫区羽坂通四丁目1番1	兵庫	372	1
80393	キャナルタウンウエスト	兵庫県	神戸市兵庫区駅南通五丁目2番	兵庫	1,200	14
80447	フレール新開地6丁目	兵庫県	神戸市兵庫区新開地六丁目1番5	兵庫	122	1
80452	フレール兵庫浜崎通	兵庫県	神戸市兵庫区浜崎通1	兵庫	165	2
80455	フレール新開地3丁目	兵庫県	神戸市兵庫区新開地三丁目3番11	兵庫	85	1
80459	フレール浜山	兵庫県	神戸市兵庫区浜中町一丁目16番18号	兵庫	40	1
80464	ハートフル湊川	兵庫県	神戸市兵庫区荒田町四丁目29番22号	兵庫	132	1
80237	新長田駅前	兵庫県	神戸市長田区若松町五丁目5番1号	兵庫	375	1

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
80385	グリーンヒルズ鷹取	兵庫県	神戸市長田区長尾町一丁目8番	兵庫	150	5
80418	ルネタウン御船	兵庫県	神戸市長田区御船通四丁目8番地の1	兵庫	84	1
80456	フレール長田大道	兵庫県	神戸市長田区大道通三丁目1	兵庫	121	1
80460	フレール長田	兵庫県	神戸市長田区大道通一丁目14番地	兵庫	100	1
80483	フレール・アスタ大橋	兵庫県	神戸市長田区大橋町四丁目2番1号	兵庫	50	1
80200	高倉台	兵庫県	神戸市須磨区高倉台四丁目2番	兵庫	398	3
80231	名谷	兵庫県	神戸市須磨区菅の台三丁目15番・竜が台五丁目18番	兵庫	230	2
80241	落合	兵庫県	神戸市須磨区北落合一丁目1番・五丁目1番・東落合二丁目19番	兵庫	1,260	46
80270	名谷駅前	兵庫県	神戸市須磨区中落合一丁目1番	兵庫	125	1
80295	落合第二	兵庫県	神戸市須磨区南落合一丁目2番	兵庫	440	12
80302	名谷公園前	兵庫県	神戸市須磨区北落合一丁目1番	兵庫	310	12
80305	落合第三	兵庫県	神戸市須磨区中落合一丁目1番	兵庫	390	15
80331	横尾	兵庫県	神戸市須磨区横尾九丁目2番	兵庫	267	7
80427	ルゼフィール名谷東	兵庫県	神戸市須磨区中落合一丁目2番	兵庫	270	5
80448	フレール須磨たかとり	兵庫県	神戸市須磨区大池町五丁目5	兵庫	392	5
80105	多聞台	兵庫県	神戸市垂水区多聞台二丁目11番・三丁目18番	兵庫	960	37
80112	上高丸	兵庫県	神戸市垂水区上高丸二丁目1番	兵庫	750	20
80207	新多聞	兵庫県	神戸市垂水区本多聞四・五丁目・学ヶ丘二丁目1番・五丁目2番	兵庫	2,030	70
80475	グリーンヒルズ東舞子	兵庫県	神戸市垂水区舞子台七丁目1番	兵庫	287	5
80156	鈴蘭台第一	兵庫県	神戸市北区北五葉三丁目・五～七丁目	兵庫	1,338	52
80159	有野	兵庫県	神戸市北区有野台一丁目6番・五丁目1・3・4番・六丁目20・21番	兵庫	2,139	73
80161	鈴蘭台第二	兵庫県	神戸市北区南五葉二丁目4番	兵庫	680	25
80167	鈴蘭台第五	兵庫県	神戸市北区君影町一～三丁目	兵庫	1,536	55
80179	鈴蘭台第四	兵庫県	神戸市北区南五葉一丁目1番	兵庫	324	2
80221	花山東	兵庫県	神戸市北区花山東町1～3番	兵庫	1,259	28
80228	ひよどり台中央	兵庫県	神戸市北区ひよどり台二丁目1番地の1	兵庫	203	2
80256	ひよどり台	兵庫県	神戸市北区ひよどり台一丁目1～6, 8番・三丁目1番	兵庫	778	34
80365	鹿の子台北ハイツ	兵庫県	神戸市北区鹿の子台北町二丁目7番	兵庫	330	14
80277	ポートアイランド	兵庫県	神戸市中央区港島中町三丁目1番・2番1	兵庫	2,195	17
80350	ハーバーランド神戸駅前	兵庫県	神戸市中央区東川崎町一丁目3番6	兵庫	209	2
80431	H A T神戸・脇の浜	兵庫県	神戸市中央区脇浜海岸通三丁目1・2番	兵庫	853	8
80432	ルネシティ脇浜町	兵庫県	神戸市中央区脇浜町一丁目3	兵庫	292	4
80441	ルネシティ脇浜町第2	兵庫県	神戸市中央区脇浜町一丁目3	兵庫	177	3
80445	フレール三宮東	兵庫県	神戸市中央区旭通二丁目10番20号	兵庫	55	1
80450	フレール神戸東川崎	兵庫県	神戸市中央区東川崎町六丁目1番11	兵庫	57	1
80451	フレール神戸相生町	兵庫県	神戸市中央区相生町五丁目10番21	兵庫	119	1
80315	タウンハウス岩岡	兵庫県	神戸市西区岩岡町岩岡	兵庫	92	19
80318	アミティ学園西町	兵庫県	神戸市西区学園西町七丁目3番地	兵庫	845	27
80349	アクティ学園西町	兵庫県	神戸市西区学園西町七丁目1番地	兵庫	856	23
80409	ルゼフィール井吹台	兵庫県	神戸市西区井吹台西町二丁目2番	兵庫	252	6
80353	ルミエール千鳥	兵庫県	尼崎市大庄西町四丁目3番	阪神	235	6
80368	シティハイツ尼崎駅前	兵庫県	尼崎市潮江一丁目4番3	阪神	73	1
80435	ルゼフィール金楽寺町	兵庫県	尼崎市金楽寺町一丁目4番20, 30号	阪神	170	2
80436	ルゼフィール立花	兵庫県	尼崎市西難波町一丁目1番	阪神	121	2
80462	ルゼフィール潮江	兵庫県	尼崎市潮江一丁目6番	阪神	333	7
80494	パークタウン西武庫	兵庫県	尼崎市武庫元町三丁目5番・武庫豊町二丁目1番	阪神	1,165	22
80130	明石舞子	兵庫県	明石市松が丘二・四丁目・神戸市垂水区狩口台一・二丁目・南多聞台七丁目	兵庫	2,742	112
80218	大久保東第二	兵庫県	明石市大久保町高丘三丁目1番地の2	兵庫	427	17
80234	大久保東第三	兵庫県	明石市大久保町高丘五丁目3番地の1・2	兵庫	447	20
80491	サンラフレ明石	兵庫県	明石市宮の上2番	兵庫	198	3
80117	里中	兵庫県	西宮市里中町三丁目2番	阪神	100	1
80258	武庫川	兵庫県	西宮市高須町一丁目1番・二丁目1番	阪神	5,643	23
80308	今津浜パークタウン	兵庫県	西宮市今津真砂町1番	阪神	374	3
80371	東山台ハイツ	兵庫県	西宮市東山台二丁目10番2	阪神	88	7
80396	シティハイツ西宮北口	兵庫県	西宮市青木町4番25号	阪神	124	1
80410	ルネシティ西宮津門	兵庫県	西宮市津門大箇町8番39・5番40	阪神	259	3
80413	西宮マリナパークシティ丘のある街	兵庫県	西宮市西宮浜四丁目8番	阪神	405	8
80414	ルネシティ西宮高畑町	兵庫県	西宮市高畑町2番82	阪神	100	1
80419	ルゼフィール南甲子園	兵庫県	西宮市南甲子園一丁目4番5号	阪神	59	1
80421	ルゼフィール武庫川第2五番街	兵庫県	西宮市高須町一丁目7番15号	阪神	102	1
80423	ルゼフィール西宮丸橋町	兵庫県	西宮市丸橋町4番12号	阪神	52	1
80472	サンラフレ鳴尾北	兵庫県	西宮市小松南町三丁目4番	阪神	146	3
80474	グリーンヒルズ東山台	兵庫県	西宮市東山台一丁目6・8番地	阪神	77	13
80478	A C T A西宮	兵庫県	西宮市北口町1番1・2号	阪神	174	2
80505	浜甲子園さくら街	兵庫県	西宮市古川町3番・枝川町5番	阪神	877	19
80515	浜甲子園なぎさ街	兵庫県	西宮市枝川町3番・8番・10番・12番・13番	阪神	1,392	24
80269	芦屋浜	兵庫県	芦屋市高浜町2・4番1～2・芦屋市若葉町5番	阪神	977	7
80392	芦屋朝日ヶ丘	兵庫県	芦屋市朝日ヶ丘町6番23号	阪神	25	1
80428	フレール東芦屋町	兵庫県	芦屋市東芦屋町25番	阪神	42	3
80429	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県	芦屋市朝日ヶ丘町4番	阪神	73	3
80400	アルビス寺本	兵庫県	伊丹市寺本四丁目70番地 他	阪神	613	16
80382	アルビス伊丹千僧	兵庫県	伊丹市千僧五丁目91番地	阪神	281	9
80107	逆瀬川	兵庫県	宝塚市野上六丁目5番	阪神	520	18
80265	中山五月台	兵庫県	宝塚市中山五月台五丁目2番	阪神	498	23
80430	フレール宝塚御殿山	兵庫県	宝塚市御殿山三丁目6番	阪神	129	8
80485	さらら仁川	兵庫県	宝塚市仁川北二丁目5番・7番	阪神	133	2

団地番号	団地名	都道府県	所在地	管轄住まいセンター	管理戸数	住棟数
80514	グリーンヒルズ仁川	兵庫県	宝塚市仁川団地1番・5番	阪神	286	7
80332	すずかけ台ハイツ	兵庫県	三田市すずかけ台二丁目1番	阪神	170	7
80347	あかしあ台ハイツ	兵庫県	三田市あかしあ台三丁目28番地	阪神	245	13
80366	あかしあ台ハイツ第2	兵庫県	三田市あかしあ台五丁目30番地の2	阪神	134	7
80395	すずかけ台ハイツ第2	兵庫県	三田市すずかけ台三丁目5番	阪神	210	8
80446	すずかけ台ハイツ第3	兵庫県	三田市すずかけ台四丁目4番地の1	阪神	80	3
80012	嵯峨	京都府	京都市右京区嵯峨北堀町20番12	京都	138	11
80035	桃山	京都府	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の4	京都	50	8
80080	観月橋	京都府	京都市伏見区桃山町泰長老176番地の1	京都	400	10
80108	富雄	奈良県	奈良市鳥見町三丁目・四丁目	奈良	1,672	55
80122	西大寺駅前	奈良県	奈良市西大寺国見町一丁目1番	奈良	205	1
80123	九条	京都府	京都市南区西九条南田町1番地3	京都	154	1
80125	桂木	奈良県	奈良市桂木町	奈良	570	17
80131	中登美第三	奈良県	奈良市中登美ヶ丘一丁目・西登美ヶ丘二丁目	奈良	2,520	110
80141	膳所公園	滋賀県	大津市本丸町6番	京都	660	18
80144	九条大宮	京都府	京都市南区西九条南田町9番地	京都	62	1
80147	深草	京都府	京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地	京都	158	2
80149	西院	京都府	京都市右京区西院三蔵町1番地7	京都	97	1
80157	檀原	奈良県	檀原市白檀町五丁目1	奈良	720	23
80162	紫野	京都府	京都市北区紫野東御所田町33番1	京都	60	1
80164	石山	滋賀県	大津市大平二丁目31番地	京都	400	13
80168	北野	京都府	京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番18	京都	43	1
80174	西大寺駅前第二	奈良県	奈良市西大寺国見町一丁目2番	奈良	76	1
80175	西大和星和台	奈良県	北葛城郡河合町星和台一丁目1番地の3	奈良	390	13
80176	西大和片岡台	奈良県	北葛城郡上牧町片岡台三丁目1番	奈良	1,580	57
80184	男山	京都府	八幡市男山竹園 他	京都	4,581	147
80190	山科	京都府	京都市山科区柳辻池尻町14番地の18	京都	256	1
80192	平城第一	奈良県	奈良市神功一丁目6番地	奈良	503	14
80193	平城第二	奈良県	奈良市右京二丁目1番地の2・2番地・3番地	奈良	1,529	55
80197	壬生相合	京都府	京都市中京区壬生相合町32番6	京都	102	1
80208	菅田町	京都府	京都市南区西九条菅田町27番地の2	京都	142	1
80210	小栗栖北	京都府	京都市伏見区小栗栖南後藤町6番地	京都	1,082	35
80212	醍醐石田	京都府	京都市伏見区石田森南町34番地 他	京都	2,087	31
80214	西京極駅前	京都府	京都市右京区西京極西池田町13番5	京都	46	1
80217	久御山	京都府	久世郡久御山町林北畑・林宮ノ後	京都	1,213	45
80222	松ノ木町	京都府	京都市南区東九条南松ノ木町1番地の1	京都	707	3
80227	洛西新林	京都府	京都市西京区大枝西新林町4丁目5番地 他	京都	880	28
80229	壬生坊城第二	京都府	京都市中京区壬生坊城町48番3	京都	960	4
80235	郡山駅前	奈良県	大和郡山市野垣内町2番地2・西野垣内町22番地1・高田町9番地1	奈良	776	15
80245	桃山南	京都府	京都市伏見区桃山南大島町1-4・桃山町大島38-2	京都	1,376	55
80251	向島	京都府	京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8号	京都	624	3
80253	上桂	京都府	京都市西京区上桂森下町25番地1	京都	57	1
80260	花園	京都府	京都市右京区花園鷹司町1・8-1・25・25-1	京都	540	24
80262	洛西境谷東	京都府	京都市西京区大原野東境谷町一丁目1番地	京都	616	18
80276	保津川	京都府	亀岡市北河原町一丁目2～6番地、二丁目1～6番地	京都	588	26
80281	洛西新林北	京都府	京都市西京区大枝西新林町二丁目1番地 他	京都	502	16
80288	西京極	京都府	京都市右京区西京極三反田町1番地 他	京都	310	9
80294	伏見納所	京都府	京都市伏見区納所下野1番地	京都	480	15
80297	洛西竹の里	京都府	京都市西京区大原野東竹の里町二丁目1番地	京都	570	15
80299	グリーントウン槇島	京都府	宇治市槇島町本屋敷40番地の1 他	京都	1,134	32
80307	平城右京	奈良県	奈良市右京五丁目9番地	奈良	366	26
80313	洛西福西公園	京都府	京都市西京区大枝北福西町四丁目1番地1	京都	298	12
80317	高の原駅西	京都府	木津川市兜台一丁目2番地	奈良	741	23
80322	高の原駅前	奈良県	奈良市朱雀三丁目15番地1	奈良	338	15
80328	洛西センタープラザ	京都府	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地2	京都	186	1
80330	真美ヶ丘6丁目	奈良県	香芝市真美ヶ丘六丁目9番	奈良	674	30
80337	奈良青山	奈良県	奈良市青山三丁目1番地	奈良	300	20
80357	高の原駅西第2	京都府	木津川市兜台一丁目1番地	奈良	120	6
80358	奈良青山一丁目	奈良県	奈良市青山一丁目1番地	奈良	206	12
80361	馬見南6丁目	奈良県	北葛城郡広陵町馬見南六丁目1番	奈良	200	8
80363	エルト桜井	奈良県	桜井市大字桜井1259番	奈良	60	1
80367	高の原駅東	京都府	木津川市相楽台七丁目1番地1	奈良	160	8
80372	高の原駅東第2	京都府	木津川市相楽台八丁目1番地	奈良	200	10
80379	平城左京	奈良県	奈良市左京二丁目2番地の2、2番地の227	奈良	490	21
80387	アミティ光台	京都府	相楽郡精華町光台七丁目	奈良	92	5
80394	真美ヶ丘7丁目	奈良県	香芝市真美ヶ丘七丁目12番	奈良	140	6
80399	奈良・学園前	奈良県	奈良市学園朝日町1番	奈良	226	4
80401	コンフォールかぶと台	京都府	木津川市兜台五丁目1番地3	奈良	392	29
80408	梅美台	京都府	木津川市梅美台一丁目2番地	奈良	64	3
80412	京都十条	京都府	京都市南区吉祥院南落合町40番地	京都	150	3
80492	奈良・紀寺	奈良県	奈良市東紀寺町一丁目	奈良	252	9
80513	奈良学園前・鶴舞	奈良県	奈良市鶴舞西町1番、東町1番	奈良	922	21
80203	和歌山駅前	和歌山県	和歌山市田中町五丁目1番1号	泉北	127	1
計375団地					193,755戸	4,606棟

(別添2)

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書	
令和 年 月 日	
独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 倉上 卓也 殿	
登録番号※1	
(提出者※2) 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (連絡先) 支店等・部署 担 当 者 名 電 話 番 号 F A X 番 号	
令和8年7月28日付けで掲示のありました「UR賃貸住宅状況確認等業務（西日本地区）」に係る競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。 なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。	

※1 入札説明書4(2)の業者登録番号を記載のうえ、提出日時点の登録状況について、該当箇所の□にチェックのうえ記入すること。

登録 又は 申請 状況	令和	☐ 登録済	)
	7・8	☐ 業種・地区の追加申請中（本店所在府県及び申請日：	
	年度	☐ 今回申請（受付日：	

注 申請書及び資料として別記様式1から別記様式8まで及び別途指定する確認資料等を提出してください。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(様式)

競 争 参 加 資 格 申 告 書

- 1 当機構西日本支社における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格について認定を受けている事業について記載してください。

登録等を受けている事業
(会社名)

登録番号	登録年月日
第 号	平成・令和 年 月 日

- 2 都道府県公安委員会から受けている認定について記載してください。

〇〇県公安委員会認定証番号	認定証番号：第 号
---------------	-----------

注) 認定証の写し(写真等)を添付してください。

- 3 業務責任者について記載してください。

所属・役職等	氏 名 (専従/非専従) (正規/非正規)	業務経験	
		サービス名	経験年数
			年 ヶ月

注1) 社員証の写し等を添付してください。

注2) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記載してください。

注3) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記載してください。

4 申請時点における警備員指導教育責任者について、記載してください。

氏 名 (専従/非専従) (正規/非正規)	資格者証の 交付日
	年 月 日
業務責任者との兼務の有無	有 ・ 無

注1) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記入してください。

注2) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記入してください。

注3) 都道府県公安委員会が交付する警備員指導教育責任者証書の写しを添付してください。

注4) 枠が足りないときは、適宜追加してください。

5 申請時点における予定配置業務従事者の資格有無及び実務経験について、記載してください。

No.	担当 予定団地	氏名 (専従/非専従) (正規/非正規)	警備員指導 教育責任者 の資格有無	業務経験	
				サービス名	経験 年数
1					年 ヶ月
					年 ヶ月
2					年 ヶ月
					年 ヶ月
3					年 ヶ月
					年 ヶ月
4					年 ヶ月
					年 ヶ月
5					年 ヶ月
					年 ヶ月
6					年 ヶ月
					年 ヶ月

注1) 当該者が当該業務に専従である場合は「専従」、専従でない場合は「非専従」と氏名欄に記入してください。

注2) 当該者が正規雇用者である場合は「正規」、正規雇用でない場合は「非正規」と氏名欄に記入してください。

注3) 資格有の場合、都道府県公安委員会が交付する警備員指導教育責任者証書の写しを添付してください。

注4) 業務経験について、当該業務に係る実績を証する書類（パンフレット、代表的な契約書の写し等）を添付してください。

注5) 枠が足りないときは、適宜追加してください。

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第 1 条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する U R 賃貸住宅状況確認等業務（西日本地区）の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第 2 条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第 2 条の 2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を

明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
- 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- 三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
- 四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）
- 五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 七 明らかに連合によると認められるとき。
- 八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「UR 賃貸住宅状況等確認業務（西日本地区）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(受任者) 住 所

商号又は名称

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 倉上 卓也 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）:

担 当 者 (会 社 名 ・ 部 署 名 ・ 氏 名) :

※2 連絡先（電話番号） 1 :

連絡先（電話番号） 2 :

注1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※委任状には、委任者の印鑑証明（発行日から3か月以内のもの。）を添付すること。

※復代理委任、年間委任をする場合は、当機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>）を参照のこと。

入札書及び封筒（様式）（本人の場合）

入 札 書

金 _____ 円也（税抜）

ただし、UR 賃貸住宅状況確認等業務（西日本地区）

上記の金額で上記の工事等を請け負いたく、契約書案、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合)

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、UR 賃貸住宅状況確認等業務 (西日本地区)

上記の金額で上記の工事等を請け負いたく、契約書案、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) :

※2 連絡先 (電話番号) 1 :

連絡先 (電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

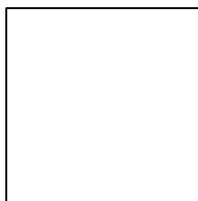
封筒記載例

表	裏
独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 倉上 卓也 殿 (押印省略) (件名) <u>UR賃貸住宅状況等確認業務(西日本地区)</u> 入札書	封 氏名 住所

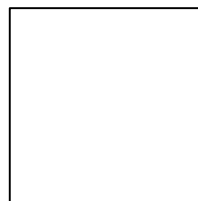
- ※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 郵送にあたっては中封筒とする。

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領
に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

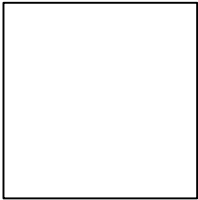
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

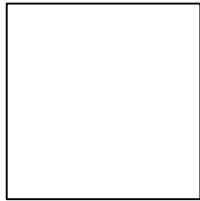
記載例

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日 ← 提出日

住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 ○○ ○○ 印



独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 UR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)
- 2 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 令和8年10月1日から
令和9年9月30日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 支払条件 別紙業務委託料支払予定表のとおり

上記の業務について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 住 所 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 印

受託者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、これを履行しなければならない。

2 受託者は、業務を頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第2条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。
ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受託者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(業務実施体制)

第5条 受託者は、業務を処理するに当たり、当該業務の実施体制（以下「業務実施体制」という。）を定め、書面（様式任意）により委託者に通知するものとし、全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

(委託業務責任者等)

第6条 受託者は、委託業務責任者、警備員指導教育責任者及び業務従事者を定め、書面（様式任意）により委託者に届け出て承認を受けるものとし、全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

2 委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第7条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(諸費用)

第9条 受託者は、業務を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害の負担)

第12条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（完了の確認）

第13条 受託者は、当日における業務の履行後、委託者の翌営業日までに様式1「状況確認チェックシート」を委託者からUR賃貸住宅の管理業務を受託している者（以下「委託者の業務受託者」という。）に電子メール（PDF（Portable Document Format）ファイルを添付）により提出しなければならない。

2 受託者は、当月における業務の履行後、翌月5日までに様式2「状況確認月報」を委託者及び委託者の業務受託者に書面により提出し、委託者の確認を受けなければならない。

3 委託者は、前項の確認（以下「検収」という。）を同項の規定による提出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

4 検収に合格した日をもって、第2項の業務は完了したものとする。

（業務委託料の計算）

第14条 履行期間に、1か月未満の端数が生じたときの業務委託料は1か月分を30日として、日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

（業務委託料の支払い）

第15条 業務委託料は、頭書4に掲げるとおりとする。

2 受託者は、第13条第3項に規定する検収に合格したときは、別紙「支払予定表」記載の業務委託料について、業務委託料の支払いを請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

（委託者の任意解除権）

第16条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（委託者の催告による解除権）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第3条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 七 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 九 第23条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第10条の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第11条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第17条又は第18条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第17条又は第18条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるも

のとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第24条 委託者の責めに帰すべき理由により、第15条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第25条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額

と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約終了に伴う引継ぎの実施等）

第26条 受託者は、この契約の終了に当たっては、委託者又は委託者の指定する新たな業務受託者への業務の引継ぎを実施するものとする。委託者の指定する新たな業務受託者への業務の引継ぎを実施する場合において、委託者は、業務の引継ぎに立会うものとする。

2 前項に規定する引継ぎ等は、原則として、履行期間内に実施するものとする。ただし、この契約の終了後、委託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに応じるものとする。

（秘密の保持）

第27条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第28条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（適用法令）

第29条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（補則）

第30条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

（契約外の事項）

第31条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

支 払 予 定 表

回数	履行期間	予定金額（円）	備考
1 回	令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで		
2 回	令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで		
3 回	令和 8 年 12 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで		
4 回	令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで		
5 回	令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで		
6 回	令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで		
7 回	令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで		
8 回	令和 9 年 5 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで		
9 回	令和 9 年 6 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで		
10 回	令和 9 年 7 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで		
11 回	令和 9 年 8 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで		
12 回	令和 9 年 9 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで		
計			

様式1

状況確認チェックシート

住戸番号等	団地	街区	号棟	号室
利用者	様			

確認内容	確認欄
呼出し又は呼びかけに対する応答がある	
呼出し又は呼びかけに対する応答がない（※）	

※ 救急もしくは救助の要請がある又は明らかな異状が認められる場合は、消防への救急又は救助の要請（119番通報）等を行います。

確認日	確認者

メモ

状況確認等業務月報

令和 年 月分

業務責任者

(件)

	住まいセンターなど	状況確認結果			合計
		居住者の応答あり	居住者の救急又は救助を 求める声が聞こえた	居住者の応答なし	
1	千里				
2	大阪				
3	泉北				
4	阪神				
5	兵庫				
6	京都				
7	奈良				
計					

(別添5)

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結したUR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)

二 その他、通常公表されていない情報
(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(安全管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記

録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契

約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番 1 号

氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 倉上 卓也 印

受注者 住所

氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：UR賃貸住宅状況確認等業務(西日本地区)

1 取扱責任者及び取扱者

	部署 役職	氏名	取扱う範囲等
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取扱者	〇〇部△△課 係長		*****地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		*****地区に係る～～～
	〇〇部△△課		*****地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

西日本支社 支社長 倉上 卓也 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：UR賃貸住宅状況確認等業務（西日本地区）

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、 やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順 を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの 本文中に記載せず、添付ファイルによる送付 としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを 設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合に は、他者のメールアドレスが表示されないよ うに、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないよ うに封筒やバック等に入れて、常に携行して いる。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するた めに必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していな い。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を 取得する場合には、本人に利用目的を明示し ている。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者 に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を 複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他 に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も 含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規 定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。